

## 前橋市総合福祉会館 水治療法室 プール可動床設備保守点検業務仕様書

## 1 目的

水治療法室プールの可動床は施設の重要な設備であり、保守点検を行うことで、設備を良好な状態に保ち、利用者の安全を確保するため。

## 2 業務場所

前橋市日吉町二丁目 17 番地 10  
前橋市総合福祉会館内水治療法室

## 3 業務内容

(1) 下記のとおり、水無し点検と水有り点検を連続日に行う。日程については委託者と協議することとする。

ア 水無し点検により可動床の全体的な点検を行う。

水無し点検については水治療法室の水替え作業時に併せて行う。

イ 水有り点検により可動床運転状態での駆動装置及び床等の点検を行う。

(2) 保守点検内容

別紙のとおり

## 4 業務報告

(1) 受託者は、保守点検業務を遂行するにあたり、作業工程表を委託者に提出すること。

(2) 受託者は、保守点検実施後、速やかに報告書及び業務完了届を委託者に提出すること。

## 5 その他

(1) 部品の取替え、分解整備等が必要な場合は、あらかじめ委託者の承認を得てから行う。

(2) 業務の実施に際し、必要な工具類、測定器類、消耗品等は、受託者の負担とする。

(3) 設備の修理等に係る交換部品の費用については、委託者の負担とし、別途変更契約を結ぶものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項であっても業務に関連するものについては、双方協議の上、履行すること。